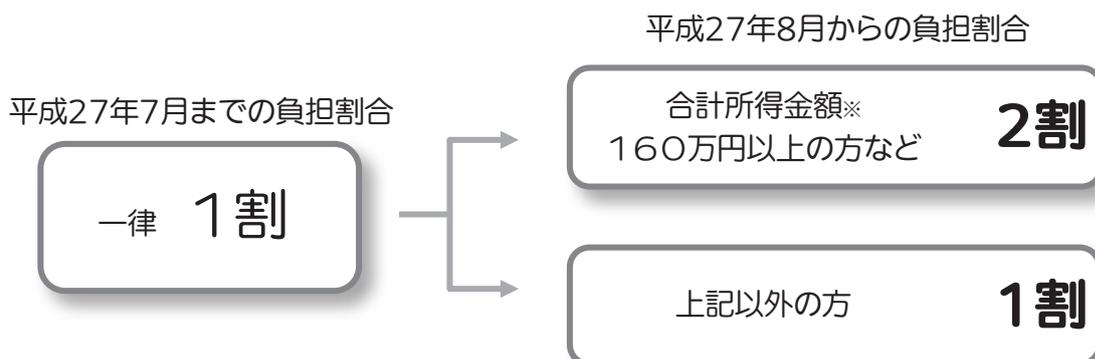


平成27年8月から 介護保険制度のここが変わります!



一定以上所得者は利用者負担が2割になります

介護保険サービスの利用者負担割合は一律1割でしたが、所得が一定以上ある65歳以上の方についての利用者負担割合が2割に変更となります。



要支援、要介護の認定を受けた方に、利用者負担の割合(1割または2割)が記載された『介護保険負担割合証』が発行されます。

※合計所得金額とは・・・収入から公的年金控除や給与所得控除、必要経費を控除した後で、基礎控除や人的控除等の控除をする前の所得金額。

特定入所者介護サービス費等の給付要件が変わります

施設入所等にかかる費用のうち居住費及び食費については、原則本人の自己負担となりますが、低所得の方(住民税非課税世帯)は、申請によりその居住費及び食費の負担を軽減する補足給付があります。

この補足給付について、住民税非課税世帯でも一定以上の預貯金などの資産※がある場合は、給付の対象外となります。

- ① 住民税非課税世帯でも、世帯分離している配偶者が住民税課税者である場合
- ② 住民税非課税世帯(世帯分離している配偶者も住民税非課税)でも、預貯金等が一定額(単身1,000万円・夫婦2,000万円)を超える場合



①②いずれかに該当する場合、特定入所介護サービス費等の給付の対象にはなりません。

※非課税年金である遺族年金・障害年金も勘案されるようになります。

〇お問い合わせ

健康福祉課 高齢者支援G ☎84-0006(直通)